

新しい地域づくりをめざして

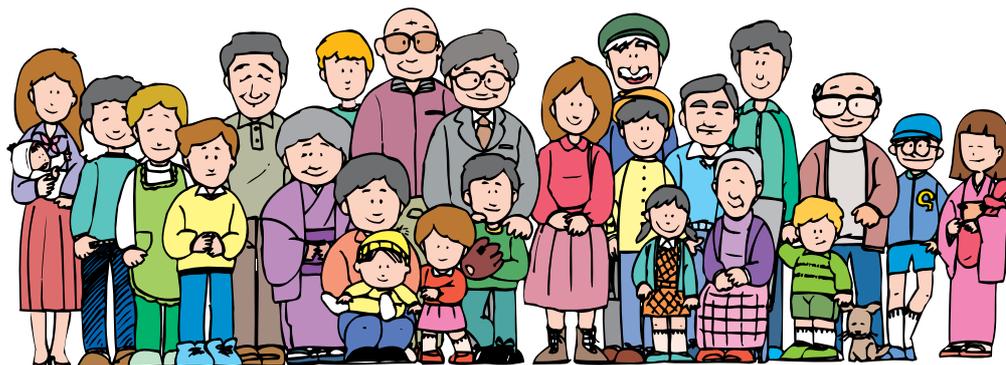
# みんなで山梨市をよくする協働事業推進の方針



平成21年3月  
山 梨 市

# < 目 次 >

1. みんなで山梨市をよくする「協働」とは・・・・・・・・・・ P1
2. 山梨市における「協働」・・・・・・・・・・ P5
3. 山梨市の「協働事業」の事例 ・・・・・・・・・・ P6
4. 「協働事業」推進にあたっての問題点・・・・・・・・・・ P8
5. 「協働事業」推進にあたっての問題解決策・・・・・・・・ P10
6. 山梨市の「協働事業」推進に向けて・・・・・・・・・・ P13
7. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15



## 1. みんなで山梨市をよくする「協働」とは

### (1) 方針策定の目的

近年、「協働」(コラボレーション)という言葉が、さまざまな面で使われるようになりました。「きょうどう」と聞くと、これまでは「共同」とか「協同」などをイメージしましたが、これらとは言葉の持つ意味が違います。

私たちの山梨市においても、すでに「協働」は行われています。ただ、気がつかなかったと言うべきでしょう。

そこで、山梨市の市民、事業者、行政が共通認識のもとに、一体となって「協働によるまちづくり」を進めるため、「**みんなで山梨市をよくする協働事業推進の方針**」を策定することとしました。

「**みんなで山梨市をよくする協働事業推進の方針**」の目的は、山梨市の市民、事業者、行政が協力・連携しながら、「住みよいまち」、「訪れたいまち」をつくることをめざして協働事業を進めていくことです。

具体的な協働事業を進めることで、希薄になっている人と人とのつながりが強まり、山梨市の地域力、自治力をアップしていくための原動力になると考えています。このような考え方の中で、方針においては、あえて「**協働事業**」を実現していくことに重点を置いています。

### (2) 協働とは何か

「協働」とは、違った分野(市民・事業者・行政)の人たちが、お互いに協力・連携して、物事を進めたり、課題解決に当たったりするため、「市民」、「事業者」、「行政」の三つの主体がそれぞれの立場を生かし、それぞれの役割を果たしていくことです。

### (3) 協働の必要性

従来の「まちづくり」は、行政がそのほとんどを担っていました。しかし、地方分権、少子高齢化など社会情勢が変化する中で、市民ニーズも多様化し、自治体を取り巻く課題に、行政だけでは対応しきれなくなってきました。そのため、市民、事業者、行政が一緒になってまちづくりを行う「協働」が必要となっているのです。

## (4) 協働の主体とその役割

協働を進めるため、各主体が果たすべき役割を挙げると、次のようになります。

### 市民（市民活動団体）

「協働事業」における「主役」であることを自覚し、積極的に協働事業に取り組むことです。

### 事業者（会社、組合等）

事業者は地域社会の一員であり企業市民として地域貢献を行うという認識を持つことで、ヒト・モノ・カネ・ノウハウなど、可能な分野で協働事業に参画していくことです。

### 行政（市役所）

まちづくりにおける協働の必要性を認識し、具体的な協働事業が実行できる組織や機能を用意し、積極的に協働事業を実現できる仕組みづくりをしていくことです。

## (5) 協働の効果

協働は、それぞれの主体にとって、次のような効果があります。

### 市民（市民活動団体）

- ・ 公的事業への参加、参画の機会を得られます。
- ・ 行政などと新しいネットワークが築けます。
- ・ 業務の委託などによる方法で運営資金が確保できます。

### 事業者（会社、組合等）

- ・ 事業者の社会的役割が果たせ、イメージアップにつながります。
- ・ 社員、組合員において、地域社会の一員としての意識の高揚につながります。

### 行政（市役所）

- ・ 市民のニーズを、的確に把握した上で事業展開ができます。
- ・ 市民、事業者の行政への理解が深まります。
- ・ 効率的な事業実施が可能となります。

## (6) 協働の原則

協働には次のような原則が求められます。

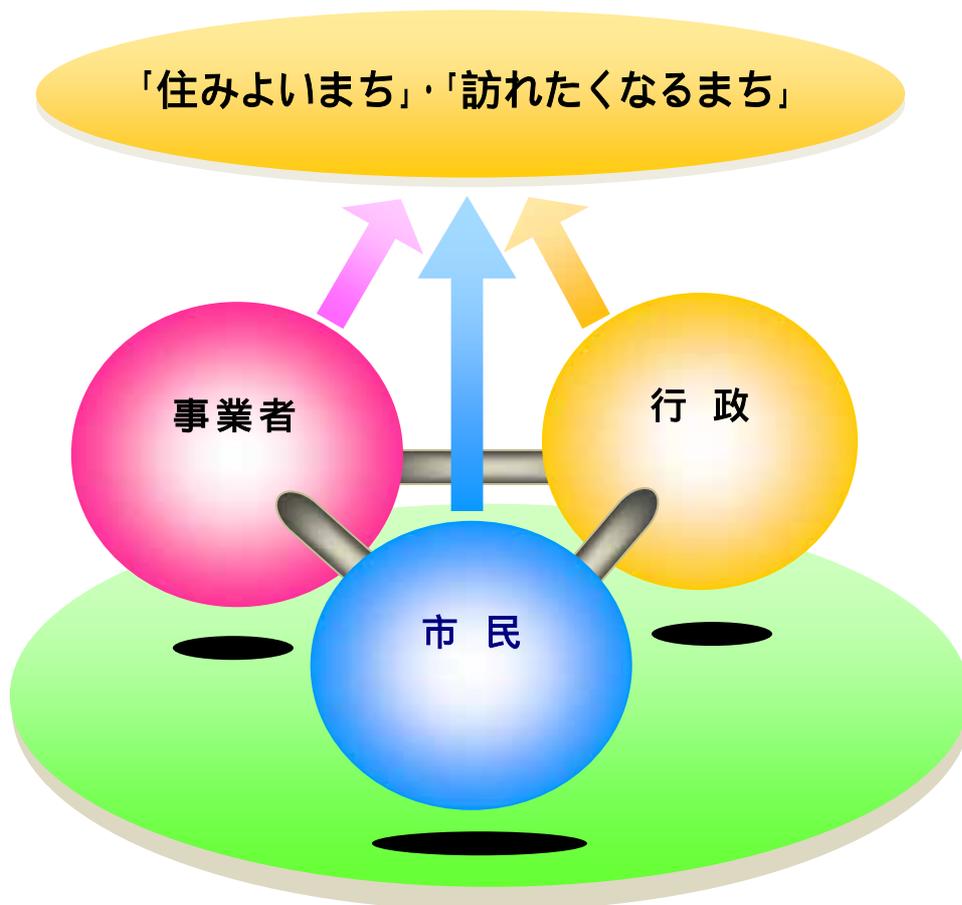
|  |
|--|
| 認識の共有：達成しようとする目的をはっきりさせ、共有することが求められます。                   |
| 自主性：自主的かつ自己責任のもとで行うことを理解して、その主体性と特性を尊重し、共に支えあうことが求められます。 |
| 対等の立場：お互いが「まちづくり」のパートナーであり、上下関係ではなく、対等の関係であることが求められます。   |
| 役割分担：共通の目的や課題に対して、その役割や責任を分担することが求められます。                 |
| 情報公開：お互いが積極的に広く情報を公開するなど、透明性を確保し情報を共有し、開かれた環境が求められます。    |
| 公平公正：行政との「協働」のパートナーに対して、支援の内容や手続きが公平かつ公正であることが求められます。    |
| 信頼関係：お互いの価値観や行動原理の違いを理解し、信頼関係を築くことが求められます。               |
| 自己責任：自らの発言と行動に責任を持ち、自らできること、なすべきことは自ら解決することが求められます。      |

## (7) 協働の種類

協働には、次のような形態があります。

|   |
|---|
| 情報交換：市民、事業者、行政がそれぞれの情報を相互に提供、交換することで事業展開に幅ができます。          |
| 実行委員会等：市民、事業者と行政で構成した実行委員会や協議会が主体となって、事業の企画立案から評価までを行います。 |
| 研究会：市民、事業者と行政が対等な立場で「まちづくり」を検討し提案します。                     |

|  |
|--|
| <p><b>支援</b>：事業者や行政が、市民・市民活動団体に対して、技術支援、人事交流、実施場所の提供などの支援を行ったり、あるいは、それぞれの主体が人材育成、情報提供などの支援を行います。</p> |
| <p><b>補助金</b>：市民が主体で取り組む事業の中で、公益性が高く必要とされる事業に対し、事業者や行政が資金を補助します。</p>                                 |
| <p><b>共催</b>：市民、事業者と行政が協力、連携して事業を企画、主催することでそれぞれの特性を生かした事業が展開できます。</p>                                |
| <p><b>後援</b>：市民が企画、主催する公益事業に、事業者や行政が後援という形で協力連携することで、社会的知名度が高まります。</p>                               |
| <p><b>業務委託</b>：行政の業務における公共サービスの提供を、市民、事業者に委託することにより、その特性、専門性を生かした公共サービスの質の向上や効率化につなげることもできます。</p>    |



## 2.山梨市における「協働」

### (1) 「第1次山梨市総合計画」の中での協働

「第1次山梨市総合計画」(平成19年度から平成28年度)においては、「まちづくりの基本理念」のひとつとして「市民の視点に立った協働によるまちづくりの推進」が示されています。

この内容は、「市民一人一人が輝き、いきいきと暮らしていくことができるよう、市民の視点に立った行政運営を進めていくため、市民参画の取り組みを、一層推進するとともに、市民と行政が互いに知恵を出し合い、それぞれの役割分担の中で主体的に活動していく協働のまちづくりを進めます。」というものです。

そして、具体的な施策として、次の3点を挙げています。

市民参画のまちづくりの推進  
市民活動の支援  
開かれた市政の推進

### (2) 「協働」に対する意識

#### アンケート調査から見た意識

市では、平成20年1月から2月にかけて、市民2,000人を対象とした「山梨市住民意向調査」を実施しました。

その中で、「今後の行政体制・行政運営に対して必要な具体的取り組み」の問いに対し、「協働のまちづくりの推進」は71.7%が「必要」と答えています。

しかし、「今後参加したい公共的活動」の問いに対しては

- ・清掃や美化活動・・・47.2%
- ・運動会や祭りなどの行事・・・40.0%
- ・災害時のボランティア救援活動・・・34.7%

といった回答となり、また、「まちづくりへの提言や実践」の項目においては14.5%にとどまっています。行政の体制や運営に対して、「協働」の「必要性」は認めていても、実際に積極的な「まちづくり」への参加について意識はさまざまです。

### 3.山梨市の「協働事業」の事例

「協働」に対する意識はさまざまですが、市内においてすでに実施されている「協働事業」があります。それらを紹介します。

#### 地域型：「公民館等活動」（公的機関）

公民館を中心に、各地域においてさまざまな活動が実施されています。地域の文化財など、身近なものを題材とした学びの活動として、区と協力し「地域の魅力再発見」をテーマに事業を実施し、独自の資料としてまとめるなど、市の「フィールドミュージアム構想」実現に向けて、自発的、自主的な活動を各公民館では展開しています。

##### < 協働事業の実態 >

民間の地域自治組織（区）が、公的機関の協働仲介により地域活動を展開しています。



#### まち型：「山梨市駅前を活用した活動」（任意団体）

まちの活性化を目的とし、JR山梨市駅前を中心に、任意団体である「駅前商店会」・「ゆりの木商店会」・「やまなしし朝の市の会」などが、駅前の「夢の実広場」や街路等を利用し、街路樹への電飾や、毎月第2日曜日に開催する「朝市」、各種イベントなど積極的な活動を展開しています。

##### < 協働事業の実態 >

行政が、公共の場（駅前広場・街路等）を市民活動団体に提供し、直売所の開設や各種イベントを展開しています。



#### 山村型：「乙女高原のボランティア活動」（任意団体）

「地域の財産」である乙女高原の自然を守るため、ボランティア団体「乙女高原ファンクラブ」は、草刈りボランティア、乙女高原案内人の人材養成、遊歩道整備、生態系の調査など、年間を通して高原の保全活動を行っています。また、このボランティア団体は、フォーラム等の開催や、ホームページの開設などによる情報発信も積極的に行っています。



< 協働事業の実態 >

行政（山梨市、山梨県）がこの活動を後援し、人的な活動補助として積極的に参加・協力し、事業によっては共催により実施しています。また、事業者が活動に対する寄付を行っています。



他地区との交流型：「都市住民との交流活動」（NPO 法人）

東京都、神奈川県を中心とした都市住民と、市内のNPO法人都市農村交流支援センターは、市の基幹産業である果樹栽培や遊休農地を活用した野菜栽培、自然の中での野外活動などを通じて首都圏の都市住民と交流を行っています。

< 協働事業の実態 >

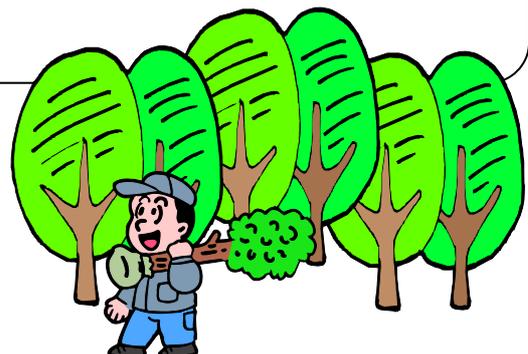
この活動のPRに、市の観光協会が協力し、市の広報でもその取り組みを紹介しています。遊休農地の解消（行政施策）を、NPO法人が独自の事業として行っています。

事業者型：「企業の森・環境貢献活動」（会社）

平成18年8月、ライオン(株)と峡東森林組合、市との間で森林整備事業の協定が締結され、山梨県の進める「企業の森推進事業」の第1号として「ライオン山梨の森」があります。また、ライオン(株)の社員や本社のある墨田区民が、ボランティアで森林整備を行い、地元小学校の生徒による植栽も行っています。

< 協働事業の実態 >

市有林を整備するため、ライオン(株)は間伐材を工場に運ぶ費用支援を行っています。ライオン(株)社員（企業）や墨田区民がボランティアによる森林整備を行う際に、地域の地域住民が協力をするとともに、市職員（行政）が現地への案内や地域住民との交流の場を企画・実施するなどの支援を行っています。



## **4. 「協働事業」推進にあたっての問題点**

市内で、すでに実施されている「協働事業」を紹介しましたが、「協働事業」を実施し、推進していくには、次のような問題や課題があります。

### **地域や地区の活動に参加する人が少ない（市民）**

地域のイベント、地区のお祭りや盆踊り大会、また、道路や河川の清掃作業等の生活環境の整備に、参加する人が少なくなっているように感じます。そのことが、地域の活気をなくしている一つの要因かもしれません。

### **市民ニーズを把握できていない（市民・行政）**

地域の人たちが望んでいること、考えていることなどを、地域のリーダーや行政が把握しきれないという状況があります。公民館活動でも、地域の人たちがどのような活動を望んでいるのか、把握できにくいのが現実です。

### **他の組織との連携がとれていない（市民・事業者・行政）**

市内には、さまざまなグループや団体がありますが、団体間の交流がほとんどないため、協調して一緒に活動している状況は、あまり見られません。また、地域コミュニティや組織の育成状態により「協働」の受け止め方に違いがあり、協力・連携できない場合があります。

### **活動を進めていく人材が不足している（市民・事業者・行政）**

協働事業を進めていくためには、計画、実行の段階で、多様な人材が必要です。リーダー役、ワーカー役など、さまざまな役割を分担し、主体的に取り組む人が、現実には不足しており、人材の育成が必要です。

### **活動資金、運営資金が不足している（市民）**

活動していくためには、資金が必要です。しかし、補助金・助成金が得にくくなっている状態で、活動資金を確保していくことが困難になっています。

## 広報力が弱い（市民）

市内では「協働事業」が実施されていますが、費用も人手もないため、それらを十分にPRすることが難しい状況です。そのため、「協働事業」として認知されず、活動への求心力も弱くなっています。

## 協働事業支援組織がない（市民・事業者・行政）

市には、さまざまなグループ、団体などの問題を解決するための情報やノウハウの提供など、専門的な支援を行う組織がありません。こういった組織の有無は、地域活動の活発化に影響を及ぼしています。

## 事業者の参加・参画が少ない（事業者）

事業者は地域社会の一員であり企業市民として位置づけられます。「協働事業」における主体として積極的に市民活動や地域の活性化に参加・参画することが求められています。現状でも、活動や支援を行っている事業者はありますが、より積極的に推進していく必要があります。

## 情報共有の仕組みがない（行政）

市民の声、市民活動団体の活動状況、事業者の社会貢献活動、行政が考える「まちづくりの方向性」など、それぞれの主体の状況、情報を、お互いに共有できる仕組みが十分ではないと考えられます。

## 事業の見直しが進んでいない（市民・行政）

公共サービスは行政が担うもので、市民はそのサービスを受ける側という、公共サービス依存型から脱却し、「協働」の視点から市全体の事業を見直し、それぞれに役割分担を明確にする取り組みが必要となっています。



## **5. 「協働事業」推進にあたっての問題解決策**

前項の問題点を解決するにあたっての対応策として、次のようなことがあげられます。

### **「地域の活動への参加者が少ない」ことに対する解決策**

- ・市の広報を利用するほか、独自のホームページなどを開設して、活動内容を広くPRしていく。
- ・地域のイベント、行事などを見つめ直し、若い世代にも参加してもらえりような魅力あるものにしていくため、地域全体で検討する。
- ・地域の魅力を再認識し、活気を取り戻すような新しいイベントを模索し、協働による取り組みを進める。

### **「市民のニーズが把握できにくい」ことに対する解決策**

- ・協働の窓口として、市に「（仮称）協働事業推進セクション」を設置し、新たに「（仮称）協働事業推進コーディネーター」を置くことを検討する。また、それぞれの人材が持つノウハウを活用し、ニーズの把握を行う。
- ・住民の声や意見を聴く機会を数多く設け、具体的な活動に取り組む。
- ・市の審議会や協議会に、一般公募による委員の登用を積極的に行う。

### **「他の組織との連携がとれていない」ことに対する解決策**

- ・さまざまな活動団体が加入する横断的組織をつくり、これを活用して多くの交流機会を設け、協働の取り組みを進めるためのネットワークを構築する。

### **「人材が不足している」ことに対する解決策**

- ・行政が中心となってセミナー（研修会）などを開催し、市民の中に埋もれている人材を発掘し、育成していく。

### 「活動資金・運営資金の不足」に対する解決策

- ・市民活動団体は、お金の支出を行政に求めるだけでなく、自らが活動資金を確保するために、そのノウハウを修得する必要がある。これを支援し、市は市民活動団体を対象に事業として成立させるための学習の機会や場を設ける。
- ・市民活動団体は、公共サービス依存型を脱却し、自発的な取り組みを行う。

### 「広報力が弱い」ことに対する解決策

- ・行政の各種機関のほか、民間の商業施設内などに掲示のできるボードを活用し、さまざまな活動を誰にでも分かりやすい情報としてPRしていく。
- ・「協働」をテーマとした情報を一元化し、市のホームページに掲載していく。

### 「協働事業支援組織がない」ことに対する解決策

- ・支援組織の設置に向け、組織形態の公設公営（市役所が設置・運営）、公設民営（市役所が設置、民間が運営）、民設民営（民間組織で設置・運営）などについて検討する。
- ・市役所において「協働」を一元化する「（仮称）協働事業推進セクション」を設置するとともに、各部署が協働の観点から事業執行を行うような意識を持つようにする。

### 「事業者の参加・参画が少ない」に対する解決策

- ・地域社会の一員としての「協働事業」への理解を深め、地域貢献という観点から、「まちづくり」への参加・参画、市民活動の支援などに努める。

### 「情報共有の仕組みがない」ことに対する解決策

- ・市民や事業者が「協働事業」や「協働」を総合的に理解して、相互に連携し、まちづくりに参加するための窓口的機能を有する「（仮称）協働事業推進セクション」を市役所に設置する。

- ・市における「協働事業」の計画、評価、検証にわたるすべての過程について情報公開を行う。
- ・市民活動団体、事業者も、自らの活動や事業を広くPRする。

### 「事業の見直し」に対する解決策

- ・協働を推進するためには、市民、事業者、行政の意識を変えて取り組むことが不可欠なことから、それぞれが研修会やセミナー、交流会などに参加し、意識改革に取り組むことが望まれる。
- ・職員は「協働」に対する意識を高め、「協働事業」に対する基本的な理解を深めて、自ら「協働」を意識し行政サービスを追求していく姿勢を持つ。
- ・公共サービスの向上のため、協働によるまちづくりを進めるとともに、協働事業を進めるためのシステムづくりを積極的に進める。
- ・「協働」は不変のものではないので、社会情勢の変化などに応じて「協働」を検討し、事業の見直しを行っていく。

## 4. 「協働事業」推進にあたっての問題点 5. 「協働事業」推進にあたっての問題解決策

|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| 地域や地区の活動に参加する人が少ない(民)    | → | 広報誌の利用、独自のホームページ開設・活動PR<br>地域イベント・行事の検討、地域の魅力を再認識 等 |
| 市民ニーズを把握できていない(民・行)      | → | (仮称)協働事業推進セクションの設置<br>(仮称)協働事業推進コーディネーターの検討 等       |
| 他の組織との連携がとれていない(民・事・行)   | → | 横断的組織、ネットワークの構築と交流会の設定 等                            |
| 活動を進めていく人材が不足している(民・事・行) | → | セミナー、研修会等の開催による人材発掘・育成 等                            |
| 活動資金、運営資金が不足している(民)      | → | 活動資金確保のノウハウ習得、学習機会の設定 等                             |
| 広報力が弱い(民)                | → | 商業施設内等への掲示ボード設置・活用 等                                |
| 協働事業支援組織がない(民・事・行)       | → | 支援組織設置の検討<br>(仮称)協働事業推進セクションの設置 等                   |
| 事業者の参加・参画が少ない(事)         | → | 地域貢献の観点から「まちづくり」へ参加・参画 等                            |
| 情報共有の仕組みがない(行)           | → | (仮称)協働事業推進セクションの設置<br>「協働事業」に係る情報公開 等               |
| 事業の見直しが進んでいない(民・行)       | → | 協働事業を進めるためのシステムづくり<br>社会情勢の変化に応じた協働事業の見直し 等         |

## 6.山梨市の「協働事業」推進に向けて

「協働事業」を進めていくことは、市内で活動している様々な団体が抱えている問題点、課題を解決していくための有効な方法となるだけでなく、市民参加による市民の視点に立ったまちづくりを進めていくことにもつながるのです。

ただし、「協働事業」は、本市の実情に合ったもので、実現可能な内容であることが重要です。

そこで、次のような4つのモデルで協働事業を展開していくこととします。

### 各区の自治会や公民館を核とした地域型協働事業モデル

これまでの活発な取り組みで成果を上げてきた、市の各区や公民館における地域密着型の活動を基に、「協働事業」の観点をより明確に意識しつつ、充実・拡大していくものです。

**市民**：各区や公民館の事業に積極的に参加する。

**事業者**：地域の一員として、可能なかぎり協力・連携を図る。

**行政**：各地域の取り組みに対し、積極的な情報発信を行い、地域ネットワークの強化とともに、各区や各公民館の連携等につなげる。

### 事業者との協働関係を強化する事業者型協働事業モデル

事業者と市民や行政が、お互いの知恵と力を合わせることで、事業者の社会的貢献を促進し、公益性の高い新規事業を協働事業として展開していくものです。

**市民**：事業者の取り組みを理解し、その活動への参加や協力を行う。

**事業者**：地域での社会的役割や責任を果たすため、社会貢献活動を行うとともに、社員の積極的な参加を促す。

**行政**：公益性の高い新規事業を「協働」により展開していくため、パートナーとして、協定などを結ぶことでその関係の強化に努める。

## 市民交流共生コミュニティの協働事業モデル

さまざまな人々が意識の壁を取り払い、新たなコミュニティや「協働事業」を創出できる交流の機会や場を設け、「協働事業」について研究・検討し、実施していくものです。

**市民**：国籍、人種、地域、意識、年齢、性別などに関係なく、積極的な交流を図り、希薄化が進む地域コミュニティの再生や新たなネットワークの創出に参加する。

**事業者**：社員が地域活動に参加することで、地域との調和や住民とのコミュニケーションを深める。

**行政**：市民や事業者が交流できる機会を設け、そこから生まれる新たな提案を協働事業につなげていく。

## 行政全般にわたる提案型協働事業モデル

行政の全ての分野において、協働による実施が可能な事業については、民間の提案を受け入れるとともに、お互いが知恵を出し合い、研究・検討し、実施していくものです。

**市民**：市役所業務への提案を行うとともに、「まちづくり」への参加や参画を通して、その役割と責任を果たす。

**事業者**：専門性を生かし、ヒト・モノ・カネ・ノウハウなど、可能な分野で公益性の高い「協働事業」に積極的に参画する。

**行政**：現在の業務を見直し、「協働事業」として実施できるものを検討するとともに、「協働事業」に関する市民、事業者からの提案に対しては、事業化に向けた前向きな研究・検討を行う。



## 7.おわりに

「みんなで山梨市をよくする協働事業推進の方針」は、市民、事業者だけが行うものでも、行政だけが行うものでもなく、お互いが協力・連携して行っていくものです。協働事業は、まず、「まちづくり」についてみんなで考えてみる、そして「参加・参画」し、具体的な行動をしていくことから始まります。

この「みんなで山梨市をよくする協働事業推進の方針」は、山梨市協働のルール策定委員会からの提言を踏まえ策定したものです。この方針を基に、市民、事業者、行政のそれぞれの主体が「協働事業」の考え方を深く理解し、意識を変えていくことで、具体的な「協働事業」が展開され、山梨市が目指す「協働によるまちづくり」が実現できると考えています。

平成 21 年 3 月 31 日